

保 健 体 育

保健体育科における改訂のポイント

1 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善について

保健体育科においては、例えば次の視点等を踏まえて授業改善を行うことにより、育成を目指す資質・能力を育んだり体育や保健の見方・考え方を更に豊かなものにしたりにすることにつなげることが大切です。

(1) 主体的な学びについて

運動の楽しさや健康の意義等を発見し、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、学習を振り返るとともにそれを考察し、課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。

(2) 対話的な学びについて

運動や健康についての課題の解決に向けて、生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げ深め、課題の解決を目指して学習に取り組む。

(3) 深い学び

習得・活用・探究という学びの過程を通して、自他の運動や健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、より良く解決する。

なお、これらの三つの学びの過程をそれぞれ独立して取り上げるものではなく、相互の関連を図り、保健体育科で求められる学びを一層充実させることが重要です。また、これら三つの学びの過程は、順序性や階層性を示すものではないことに留意することも大切です。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進に向けては、指導方法を工夫して必要な知識及び技能を指導しながら、子供たちの思考を深めるための発言や意見交換を促したり、気付いていない視点を提示したりするなど、学びに必要な指導の在り方を工夫し、必要な学習環境を積極的に整備していくことが大切です。

その際、各運動領域の特性や魅力に応じた体を動かす楽しさや特性に触れる喜びを味わうことができるよう、また、健康の楽しさを実感できるよう指導方法を工夫することが大切です。

さらに、単元など内容や時間のまとまりの中で、指導内容と評価の場面を適切に組み立てていくことが重要です。

2 「保健体育科における見方・考え方」について

保健体育科の見方・考え方は下記のように考えられます。

(1) 体育の見方・考え方

生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツを、その価値と特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。」

(2) 保健の見方・考え方

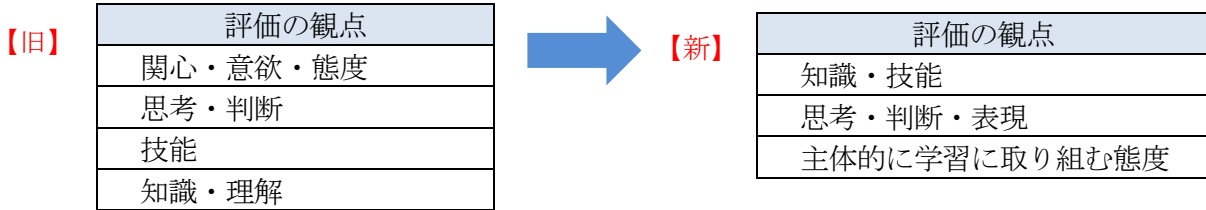
疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。」

見方・考え方を働かせる学習過程を工夫することにより、保健体育科で育成を目指す資質・能力がより豊かになり、保健体育科の目標である、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成につなげようとするものです。

保健体育科における学習評価のポイント

1 保健体育科における評価の観点について

3つの柱で整理された育成を目指す資質・能力に対応するように、評価の観点も以下のように3観点到に整理して示されています。



2 「知識・技能」の評価

(1) 「知識」

内容のまとまりごとの評価規準は、学習指導要領の(1)で育成を目指す資質・能力に該当する指導内容について、その文末を「～について理解している。」として作成することができます。

単元の評価規準は、例示の文末を「～について言ったり書きだしたりしている。」あるいは、「～について学習した具体例を挙げている。」として作成することができます。

(2) 「技能」

内容のまとまりごとの評価規準は、学習指導要領の(1)で育成を目指す資質・能力に該当する各型の技能の指導内容について、その文末を「～できる。」として作成することができます。

単元の評価規準は、例示の文末を「～ができる。」として作成することができます。

(3) 保健分野の知識・技能の単元の評価規準は、「～について言ったり、書き出したりしているとともに、～ができる。」として作成することができます。

3 「思考・判断・表現」の評価

○ 内容のまとまりごとの評価規準は、学習指導要領の(2)で育成を目指す資質・能力に該当する指導内容について、その文末を「～課題を発見し、～を工夫するとともに、～を他者に伝えている。」として作成することができます。

○ 単元の評価規準は、例示の文末を「～している。」として作成することができます。

4 「主体的に学習に取り組む態度」の評価

○ 内容のまとまりごとの評価規準は、学習指導要領の(3)で育成を目指す資質・能力に該当する指導内容について、その文末を「～している。」として作成することができます。

○ 単元の評価規準は、意志や意欲を育てるといった情意面の例示に対応し、「～しようとしている。」として作成することができます。ただし、健康・安全に関する例示については、意欲を持つことにとどまらず実践することが求められているものであることから、「～に留意している。」「～を確保している。」として、設定することができます。

○ 愛好的態度、公正、協力、責任、参画、共生、健康・安全の各項目に分けて設定していきます。

なお、指導する上で、さらに詳細な単元の評価規準が必要な場合は、2～4の単元の評価規準を具体化したものを作成します。

5 各観点の指導場面と評価機会の関係

○ 「知識・技能」の観点の「技能」及び「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、技能の習得、向上や態度の育成等に一定の学習期間が必要となること、主に観察評価によって評価を行うことから、指導後に一定の学習期間及び評価期間を設ける工夫をすることが考えられます。

○ 「知識・技能」の観点の「知識」及び「思考・判断・表現」の評価は、主に学習カード等に記述された内容から評価の材料を得ようとするところから、指導から期間を置かず評価する。さらに、生徒の発言等の観察評価によって得られた評価の材料を加味して評価の妥当性、信頼性を高める工夫をすることなどが考えられます。